

第37回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年12月7日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

福井地方裁判所第2会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

泉川通子、上杉英司、小川喜久子、清水健史、孝久治宏、長谷部幸弥（委員長）、馬場口登、山口順子

(2) 説明者

福井地方裁判所民事部 神谷裁判官

(3) 事務担当者

木戸民事首席書記官、佐々木主任書記官、早川地家裁事務局長、寺元家裁総務課長、山口家裁総務課課長補佐、富田地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 「民事訴訟手続のIT化について」説明

(3) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 次回開催期日 未定

(2) 開催テーマ 未定

(別紙)

意見交換の要旨

(◎：委員長 ○：委員 □：テーマ説明者)

◎ 「民事訴訟手続のIT化について」の説明に対する感想又は御意見等を伺いたい。

○ ウェブ会議の方法による争点整理手続では、接続先である代理人弁護士事務所等の部屋の中に誰がいるか確認しているのか。

□ 接続先のカメラに映っている者がいれば、どのような関係にある者かを質問している。また、カメラに当事者及び代理人以外が映っていない場合でも、必要に応じて、部屋の中の状況を質問して確認している。

○ 一般的に、ウェブ会議では、なりすましによる参加が問題となる。また、今後偽装等の技術が発達すれば、画面に映っていることが本当のことであるのか、ますます分からなくなる。なりすましに対するケアは、どのように行っているのか。

□ 現時点では、訴訟代理人弁護士のみを対象にウェブ会議による争点整理手続を行っている。

しかし、今後、当事者本人ともウェブ会議による争点整理手続を行う予定であるから、どのように本人確認をするのか、また、どのようにウェブ会議を利用していくのか、検討が必要と考えている。

○ ウェブ会議では、画面に映っている当事者と画面外の関係者とで情報を不正に共有する等の行為が起こり得ることや、不正防止のためにカメラで部屋全体を映して確認する場合には、当事者のプライバシーとの関係が問題となると思われる。

○ 裁判所の争点整理手続は、事務的に進めるという面において、リモートによる開催に適していると感じた。

□ 裁判所は、当事者及び訴訟代理人弁護士と信頼関係を築きながら適正な手続を進めていくことが重要であると考えている。ウェブ会議においても裁判所の意図をしっかりと説明し、丁寧に手続を進めることが、より大切になると思う。

- ウェブ会議は、移動を要しないことから費用や時間を節約でき、裁判所の争点整理手続で活用していくメリットがあると思う。他方で、これから e 提出、e 事件管理と進めていくに当たっては、企業の情報や個人のプライバシーが漏れることのないようにセキュリティの措置を講ずることは必須であると考えます。また、パソコンを使えない人に対する配慮をどのように行うのか問題になると思われる。
- ウェブ会議では、接続先の相手方から録音録画をされる可能性があることが問題となる。デジタル化された情報は在りのまま流出するおそれがあるため、我々の会議では、ユーザーに録音録画をさせないように注意を払っている。
- ウェブ会議のデメリットとして、現場の空気感を掴みにくいというものがあり、実際に対面した方が空気感が伝わるのは事実である。特に和解手続では、裁判官が事件についてどのように考えているのかを知ることが重要であるところ、場合にに応じて、ウェブ会議とするか対面形式とするかを使い分けることのできる環境を確保していただきたい。
- ◎ 今まで対面で行われてきたものをウェブ会議で実施していくということであるから、更に工夫していく必要がある。
- 中小企業の IT 化の推進に携わっているが、コンサルタントによれば、取りあえずやってみることが重要であるという。そこで、会議資料の電子データのアクセス先をメールで送付して、会議参加者各自で準備してもらうようにしたところ、紙資料を要求されることはほとんどなくなった。また、事務所の引出しや書類をしまうロッカーを撤去したところ、クラウドや共有フォルダの資料が利用されるようになり、更に固定の席がなくても仕事ができるようになって都合のよい時間に仕事ができるようになった。このような取組を続けていき、良いものは残っていくと思う。
- ウェブ会議での争点整理は、準備書面をウェブ画面に映し、争点ごとに当事者の主張を示しながら行うと分かりやすいと思う。
- ◎ 本日承った御意見は、国民がより利用しやすい裁判所を実現するための取組

の参考としたい。